帝塚山学園同窓会同期会等開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、帝塚山学園同窓会会則第2条の規定に従い、帝塚山学園同窓会会員相互の交流と親睦を促進するため、第2条に規定する会に対し、その開催に要する経費の一部として補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

- 第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、次の各号の一に該当 する会とする。
 - (1) 帝塚山学園同窓会同期会
 - (2) 帝塚山学園同窓会クラブ OB・OG 会
 - (3) 帝塚山学園同窓会会長(以下「同窓会長」という。) が特に認めた会

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で1回開催ごとに、20,000円とする。ただし、参加 同窓会員が50名以上の場合は、40,000円とする。また、いずれも、同一年度内 は、1回の補助金交付とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする会は、会開催 2 月前までに、別に定める「補助金 交付申請書」を同窓会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 同窓会長は、前条の申請があったときは、帝塚山学園同窓会交流委員会の書類審査を経て速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

(補助金の交付の方法)

第6条 帝塚山学園同窓会役員は、補助金の交付する該当会に出席して、同会の代表者に 補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度同窓会長が定める。

附則

- 1この要綱は、平成22年8月22日から施行し、同年4月1日から、適用する。
- 2この要綱は、平成27年8月30日一部変更施行。(補助金の変更)

帝塚山学園同窓会同期会等開催補助金交付申請書

令和 年 (西暦 年) 月 日

帝塚山学園同窓会 会長 様

> 申請者 開催の会 名称

帝塚山学園同窓会同期会等開催補助金交付要綱第4条の規程により、次のとおり申請します。

開催日時	令和	年	月	日	時
会 場 名					
参 加 予 定 人 数					
会費					
その他 特記事項					
添付書類	開	催通	知の	写 し	
※交流 委員 会 意 見					

注 ※印の欄は、記入しないこと。